
宿泊約款

第 1 条(適用範囲)

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条(宿泊契約の申込み)

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による。）
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条(宿泊契約の成立等)

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（5日を超えるときは 5日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
- 当ホテルが、当サイトに誤った宿泊料金を提示し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。

第 4 条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第 5 条(宿泊契約締結の拒否)

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- 満室により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする方が、伝染病もしくは感染症（ノロウイルス他）に感染している疑いがあるとき。
- 当ホテル若しくはホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 宿泊しようとする方が、泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 6 号の暴力団員、又は同法第 2 条第 2 号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者又はその他反社会的勢力の関係者と認められるとき。

第 6 条(宿泊客の契約解除権)

- 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 24 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 7 条(当ホテルの契約解除権)

- 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が伝染病もしくは感染症（ノロウイルス他）に感染している疑いがあるとき。
 - 当ホテル若しくはホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする方が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 6 号の暴力団員、又は同法第 2 条第 2 号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者と認められるとき。
 - 寝室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他、当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第 8 条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 日本国内に住所を有しない外国人にあってはパスポートの呈示並びにコピー等をさせていただきます。
3. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示し、当ホテルの承認を得ていただきます。

第 9 条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、到着日の午後 3 時から出発日の午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に際することがあります。料金は客室タイプ、延長時間により異なりますので、コンシェルジュデスク営業時間内にお問い合わせください。

第 10 条(利用規則の遵守)

宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条(営業時間)

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。
2. コンシェルジュデスクは、15：00から18：00まで営業しております。レイトチェックアウトなどのオプションをご利用に関しては、15：00から18：00の間にコンシェルジュデスクへ直接ご依頼ください。
3. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国政府が定める指定通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条(当ホテルの責任)

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあつ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充たします。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条(寄託物等の取扱い)

1. 現金、貴重品、美術品、骨董品、壊れ物、液体物、生ものなどの物品はお預かりいたしません。
2. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。
3. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けがなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。
4. 宿泊客がフロントにお預けになったお荷物の傷、凹みについては、お預かり時点において都度傷、凹みなどの現状把握ができかねますため保証対象外とさせていただきます。

第 16 条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先だって当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、法令において認められる範囲において、次のとおり扱うものとします。
 - (1) 現金並びに貴重品：発見日を含め7日間当ホテルで保管後、最寄りの警察署に届けます。
 - (2) 生鮮食料品類：価格や消費期限等にかかわらず、発見日に即日処分します。
 - (3) 腐敗または変質の恐れがあるもの、使用済みの下着、タオル等の布類、汚染された物、またはは裂れた物等：警察署に届ける事なく処分させていただきます。
 - (4) その他の物件：発見日を含め3ヶ月間当ホテルで保管後、処分します。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。
4. 当ホテルは、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に確認し、必要に応じ、所有者への返還又は前

項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。

第 17 条（駐車 の 責任）

当ホテルには駐車場はございません。近隣駐車場等の利用における紛争トラブル等については、当ホテルは一切の責任を負いません。

第 18 条（宿泊客 の 責任）

- 1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。宿泊客が支払うべき損害賠償の算定方法は、別表第3に掲げるところによります。
- 2. 当ホテル施設内（指定喫煙場所を除き）は全て禁煙のため、客室内もしくは施設内で喫煙が確認できた場合は喫煙による客室クリーニング代及び客室売り止めの損害賠償を別表第3に掲げるところによります。
- 3. 契約人数を超えての客室利用は原則禁止致します。申し出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、即時退去の上、当ホテルにて定める罰則金を申し受けます。罰則金の算定方法は、別表第4に掲げるところによります。

第 19 条（支配する 国 語）

本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本語と英文との間に不一致又は相違があるときは、すべて日本語によるものとします。

第 20 条（裁判管轄及び準拠法）

本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表 第 1

宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係）

内 訳		
宿泊客が支払うべき総額	宿 泊 料 金	基本宿泊料〔室料〕
	追 加 料 金	その他の利用料金
	税 金	消費税等法令により規定される諸税

備考：税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表 第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	2～3日前	4～7日前
契約申込人数						
一般	14名まで	100%	100%	100%	50%	20%
団体	15名～126名まで	100%	100%	100%	80%	50%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 7 日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 50%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については違約金をいただきません。

別表 第 3 クリーニング代（第 18 条第 1 項及び第 2 項関係）

施設内喫煙によるクリーニング代	1室につき2万円（税込）
飲食、嘔吐、血液、体液、汚物等によりホテルの通常利用を超える特別清掃または修繕を要する場合	1室につき2万円（税込）
クリーニングに要する期間の客室売り止めの損害賠償	客室売り止め日数×3万円（税込）

(注) 客室売り止め日数は当ホテルの判断により実際に販売を差控えた日数とします。ただし、上限を10日分とします。

別表 第 4 契約人数超過利用時の罰則金（第 18 条第 3 項関係）

専有面積が15.0㎡未満の客室	1回につき5万円（税込）
専有面積が15.0㎡以上60.0㎡未満の客室	1回につき10万円（税込）
専有面積が60.0㎡以上の客室	1回につき20万円（税込）